

平成 年 月 日

保護者の皆様

国立市立国立第 学校  
校長

児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条により医師が感染のおそれがないと認めるまで、出席を停止させることができるようになっております。

つきましては、登校するときには、右の証明書を学校に提出してください。  
(保護者のみの受診で証明書を発行していただくことはできません。)

児童・生徒のかかりやすい主な感染症名	登校できない期間の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後、2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎（プール病）・急性出血性結膜炎・結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	条件や症状により学校医・医師が指示するまで。ただし、状況により学校医・医師が登校を認めた場合は、証明書の提出は不要
	学校医・医師により症状が重症化したと認められた場合及び出席停止の扱いが必要な場合は、証明書の提出を必要とします。

切り取って提出してください

## 証 明 書

国立市立国立第 \_\_\_\_\_ 小・中学校

\_\_\_\_\_ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

※ この枠内は保護者の方がご記入ください。

本日の診察の結果、下記の疾病は、全治（軽快）したので、平成 年 月 日から登校して差し支えないことを証明します。

診断名（下記の病名のうち該当するものを○で囲んでください。）

病 名	インフルエンザ（ ）	腸管出血性大腸菌感染症
	麻疹（はしか）	流行性角結膜炎
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	急性出血性結膜炎
	風疹（三日ばしか）	咽頭結膜熱（プール熱）
	水痘（水ぼうそう）	結核
	百日咳	髄膜炎菌性髄膜炎
	その他の感染症 （ ）	

平成 年 月 日

学校長 殿

医師名 \_\_\_\_\_

